

平成30年分農業者年金保険料の前納納付について

「前納納付」とは、平成30年分(平成30年1月～12月分) 保険料を一括して納付する制度です。

対象となるのは、次の方です。

- ① 農業者年金へ加入する際に保険料の「前納納付」を申し出た方
 - ② 平成29年11月15日までに「毎月納付」から「前納納付」への変更を申し出た方
 - ③ 現在、「前納納付」の方で、引き続き「前納納付」で納付する方
- 平成30年分「前納納付」の保険料の振替日は、12月25日(月)です。

>>>> ポイント <<<<

- ◎「前納納付」を申し出されますと、一年分の保険料を一括して納付することができます。作物の出荷を終え、まとまった収入があった出来秋にまとめて保険料を納付することができますので、月払いの保険料のように毎月振替口座に入金するご負担が軽減できます。
- ◎「前納納付」での納付は月払いの保険料より、若干の割引があります。
(年60円～440円割引)
- ◎ 全額社会保険料控除となる農業者年金の保険料の金額がわかりやすくなります。
「前納納付」をした場合の確定申告については、例えば、平成29年12月に平成30年分保険料を「前納納付」した場合、平成29年中に支払った保険料として平成30年3月期限の確定申告を行えます。ここで申告しなかった場合でも、平成30年分保険料として平成31年3月期限の確定申告を行うことができます。

< 「前納納付」の手続き >

◇ 新規加入の方

新規加入の申込みをする際に、「前納納付」の申出ができます。

◇ 「毎月納付」から「前納納付」へ変更を希望される方

翌年の保険料を「前納納付」へ変更する場合、平成29年1月から11月15日の間に変更手続きが必要です。ご加入のJ A農業者年金窓口で「農業者年金保険料額・納付方法変更申出書」をご記入の上提出していただくと変更の手続きをすることができます。

◇ 現在「前納納付」で納付されている方

自動的に「前納納付」を継続します。翌年の保険料を「毎月納付」に変更する場合は、平成29年1月から11月15日の間に「農業者年金保険料額・納付方法変更申出書」で変更可能です。

< ご注意ください >

- 「前納納付」の振替日に振替口座が残高不足で振替できなかった場合は、平成30年分保険料については、自動的に「毎月納付」に切り替わります。
- 平成30年中に60歳に到達する方や平成30年中に政策支援加入(保険料国庫補助)期間が満了し通常加入への変更の事前申出がない方は「前納納付」はできません。

～いろいろお得な「前納納付」を是非ご活用下さい～

お問合せ先

独立行政法人 農業者年金基金

業務部 適用・収納課(収納班)

TEL 03-3502-3946

「前納納付保険料納付額一覧」

◎ 1月～12月まで同じ月額を納付する場合の額

(単位：円)

保険料 月 額	毎月納付 の場合	前納納付 の場合	割引額
10,000	120,000	119,940	60
14,000	168,000	167,910	90
16,000	192,000	191,900	100
20,000	240,000	239,870	130
21,000	252,000	251,860	140
22,000	264,000	263,860	140
23,000	276,000	275,850	150
24,000	288,000	287,840	160
25,000	300,000	299,840	160
26,000	312,000	311,830	170
27,000	324,000	323,820	180
28,000	336,000	335,820	180
29,000	348,000	347,810	190
30,000	360,000	359,810	190
31,000	372,000	371,800	200
32,000	384,000	383,790	210
33,000	396,000	395,790	210
34,000	408,000	407,780	220
35,000	420,000	419,770	230
36,000	432,000	431,770	230
37,000	444,000	443,760	240
38,000	456,000	455,750	250
39,000	468,000	467,750	250
40,000	480,000	479,740	260
41,000	492,000	491,730	270
42,000	504,000	503,730	270

保険料 月 額	毎月納付 の場合	前納納付 の場合	割引額
43,000	516,000	515,720	280
44,000	528,000	527,710	290
45,000	540,000	539,710	290
46,000	552,000	551,700	300
47,000	564,000	563,690	310
48,000	576,000	575,690	310
49,000	588,000	587,680	320
50,000	600,000	599,680	320
51,000	612,000	611,670	330
52,000	624,000	623,660	340
53,000	636,000	635,660	340
54,000	648,000	647,650	350
55,000	660,000	659,640	360
56,000	672,000	671,640	360
57,000	684,000	683,630	370
58,000	696,000	695,620	380
59,000	708,000	707,620	380
60,000	720,000	719,610	390
61,000	732,000	731,600	400
62,000	744,000	743,600	400
63,000	756,000	755,590	410
64,000	768,000	767,580	420
65,000	780,000	779,580	420
66,000	792,000	791,570	430
67,000	804,000	803,560	440

◎ 政策支援加入を受けている方で、年の途中で35歳になり、保険料月額が変更する場合の額

・保険料月額10,000円→14,000円 (単位：円)

35歳の 誕生日	毎月納付 の場合	前納納付 の場合	割引額
1/2～2/1	168,000	167,910	90
2/2～3/1	164,000	163,910	90
3/2～4/1	160,000	159,910	90
4/2～5/1	156,000	155,910	90
5/2～6/1	152,000	151,910	90
6/2～7/1	148,000	147,910	90
7/2～8/1	144,000	143,920	80
8/2～9/1	140,000	139,920	80
9/2～10/1	136,000	135,920	80
10/2～11/1	132,000	131,920	80
11/2～12/1	128,000	127,930	70
12/2～1/1	124,000	123,930	70

・保険料月額14,000円→16,000円 (単位：円)

35歳の 誕生日	毎月納付 の場合	前納納付 の場合	割引額
1/2～2/1	192,000	191,900	100
2/2～3/1	190,000	189,900	100
3/2～4/1	188,000	187,900	100
4/2～5/1	186,000	185,900	100
5/2～6/1	184,000	183,900	100
6/2～7/1	182,000	181,900	100
7/2～8/1	180,000	179,900	100
8/2～9/1	178,000	177,900	100
9/2～10/1	176,000	175,900	100
10/2～11/1	174,000	173,900	100
11/2～12/1	172,000	171,910	90
12/2～1/1	170,000	169,910	90

※昭和57年1月2日～昭和58年1月1日生まれの方が該当します。保険料月額の変更届出は不要です。